

Food Japan2024 出展業務委託要求水準書

1 趣旨目的

姫路市（以下「本市」という。）では、兵庫県より指定を受けた12業種の地場産業の振興や、播磨圏域連携中枢都市圏構想を推進する播磨地域8市8町で連携し、地域ブランド「醸す 造る 播磨」として、多彩な播磨の地場産品の産地・商品のブランド化、高付加価値化に取り組むなど、地域産業の振興を図っているところである。

それらの取組に加え、令和3年度に地域再生計画「東京の大学生と連携中枢都市の大学、高校生による都市のイメージアップと地場産品の販路拡大」（以下「地域再生計画」という。）を策定し、地域再生計画に基づき、播磨地域のイメージアップや地場産品の国内外への販路拡大支援に取り組むこととしており、令和6年度においては、シンガポールにおいて地場産品の輸出拡大を目的としたプロモーションを実施することとしている。

2 業務概要

(1) 業務名

Food Japan2024 出展業務（以下「本業務」という。）

(2) 委託期間

委託契約締結日から令和6年12月27日（金）まで

(3) 提案上限額

8,300千円（消費税及び地方消費税相当額を除く。）

3 業務内容

本業務は、地場産品の国外への販路拡大を目的とした事業として、次の事業を実施するものとする。

実施に当たっては、地域再生計画に記載されている内容に十分留意し事業を実施すること。なお、提案に当たっては、地域再生計画に記載されているKPI（プロモーション、商談会による契約成立件数）の達成を見据えて目標値を設定すること。また、業務完了時には達成度合い等の検討を行い、次年度以降の事業展開に活かせるようにすること。

(1) 「Food Japan2024」への出展

播磨・姫路のPR及び地場産品の輸出拡大を図るため、シンガポールで開催される「Food Japan2024」（会期：令和6年10月24日～26日、場所：Suntec Singapore Convention & Exhibition Centre）に出展すること。

本市が別途申込済（出展料支払済）の出展ブース3小間（27㎡）において、出展商品（清酒、手延素麺、乾麺、菓子、水産練製品、牡蠣のうち6事業者、12品目程度を想定）の選定、商品・物品の輸送（日本酒を中心に600kg程度を想定）、会場への搬入搬出、通訳者（3名以上）の確保及び調整、展示会当日に効果的なPRを行う人員の確保、管理人員（海外でのプロモーションの管理経験のある者、1名以上）の確保、必要備品の確保、出展商品のPR物（例：パンフレット、ポスター等。日本語、英語及び中国語に対応すること）製作、出展ブースのデザイン・設営・撤収、現地バイヤーや飲食事業者等（80者以上）へ招待状の送付を実施すること。

商品・物品の輸送については、正規の輸出入に必要な一切の手続き（税関、関税の支払い含む）を行い、航空便、船便等の選択等、合理的な方法で輸送すること。また、現地衛生当局等へ必要な一切の届出、商品への表示ラベル貼付など現地規制等への対応を行うこと。

なお、企画にあたり、ブース装飾イメージ、招待する現地バイヤーや飲食事業者等を提案すること。

(2) 現地プロモーションの実施

上記展示会への出展に合わせて、現地ホテル又は飲食店等において、バイヤーや飲食事業者等 20 者程度を対象としたプロモーションを実施すること。（地場産事業者、その他関係者を含め総勢 50 名程度。）

プロモーションで使用する商材は、上記展示会で出展する事業者をはじめ姫路、播磨の地場産事業者の商品とし、他の食材とペアリング等を実施する際は、現地で調達できる食材とのペアリングに努めること。プロモーションの実施にあたり会場確保、司会（1 名）、通訳者（3 名）の確保及び調整、食材調達、調理・提供、会場設営を実施するとともに、バイヤーや飲食事業者等を招待すること。

(3) その他プロモーションの実施

地域再生計画に記載されている KPI（プロモーション、商談会による契約成立件数）の達成に向け、上記(1)(2)以外に独自のプロモーションを提案すること。

(4) 附帯業務

ア アンケート集計

展示会や現地プロモーション終了後、出展事業者に商談結果をヒアリングし集計すること。

4 著作権の扱い

(1) 成果物に関する権利は、原則全て本市に帰属するものとする（二次的利用も含む）。ただし、成果物に含まれる受託者又は第三者が権利を有する著作物等（以下「既存著作物」という。）の著作権は、それぞれの著作者に帰属するものとする。

(2) 成果物に既存著作物が含まれる場合は、受託者が当該既存著作物の使用に必要な使用許諾契約等に係る一切の手続き、費用負担を行うものとする。

5 個人情報の保護

別紙の個人情報取扱特記事項について順守すること。

なお、現地の個人情報保護関係法令等についても同様に順守すること。

6 その他

(1) 本業務の実施にあたり、本市と密に連絡を取りながら、その指示に従うこと。

(2) 本業務が遅滞なく円滑に遂行できるよう、適宜協議・打ち合わせを行い、事業全体の進行状況や検討事項等を報告すること。協議・打ち合わせの内容については、受託者が書面にて記録しておくこと。